

発議第4号

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入後のシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置の実施を求める意見書

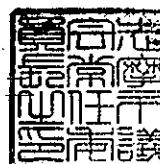
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び志摩市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

() 令和 4 年 6 月 27 日 提出

志摩市議会議長 金子研世様

提出者 志摩市議会 教育厚生常任委員会

委員長 松井研



令和 4 年 6 月 27 日 可 決

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入後のシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置の実施を求める意見書

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、高年齢者等の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献している。

令和5年10月に消費税において、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入の予定となっている。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、シルバーの会員は、この免税の個人事業者に当たる。インボイス制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じることになる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がないセンターにとって、インボイス制度の導入に伴う新たな税負担は、まさに運営上の死活問題である。

人生100年時代を迎えるにあたり、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、本市議会は、国に対し、インボイス制度導入後も、少額の収入しかないセンターの会員の手取額が更に減少することなく、また、センターにおいても安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置の実施を強く求める。

令和4年6月27日

志摩市議会議長 金子研世

衆議院議長 細田博之 様

参議院議長 山東昭子 様

内閣総理大臣 岸田文雄 様

財務大臣 鈴木俊一 様

厚生労働大臣 後藤茂之 様

国税庁長官 大鹿行宏 様